

第10回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成19年7月11日(水)午後1時15分から午後3時40分まで

第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

第3 出席者

(委員)

岡光民雄(委員長), 片岡康夫, 金平祖隆, 高瀬雅男, 高橋一郎, 高橋文郎, 二瓶由美子, 森高重久, 山口哲子(五十音順, 敬称略)

(説明者)

近藤事務局長, 佐久山民事首席書記官, 高坂刑事首席書記官, 佐々木事務局次長, 長沼総務課長

(庶務)

高林総務課課長補佐, 栗田総務課庶務係長

第4 議事等

1 開会(長沼総務課長)

2 委員の交代

(1) 大澤廣委員の異動に伴い, 4月1日付けで森高重久委員が, 芳賀裕委員の退任に伴い, 6月15日付けで高橋文郎委員がそれぞれ選任された旨説明

(2) 森高重久委員及び高橋文郎委員自己紹介

3 議事

(1) 日本司法支援センターの業務について, 同センター福島地方事務所事務局長補佐菊地康弘氏より説明

(2) (1)の説明についての質疑応答等の要旨

【日本司法支援センターの業務について(●=委員長, ○=委員, ◎=説明者)】

○ 中央のコールセンターから紹介を受けて, 地方事務所に電話をしてきた相談者から苦情が出たことはあるか。

◎ 今のところ特に苦情は受けていない。事務所で直接対応に当たっているのが消費生活センターの方々などであることから, 知識もあり, 相談者対応に慣れていることが要因かもしれない。

また, たらい回しにならないようにコールセンターから直接, 相談機関に転送することもある。そのほか, 相談内容を書面にして相談機関にファクシミリで送信することもある。

○ 無料法律相談において, 相談時間の目安が1回30分程度となっているが, 1回しか相談を受けることができないのか。

◎ 相談日は毎週木曜日で, 30分1コマで終わってもらうようにしている。ただし, 1人3回まで相談できるので, その段階で次回の予約をしてもらっている。

○ 相談を受けるときには, 相談内容の分野に詳しい方に担当してもらうことはできないのか。

◎ 公的な機関であることから, 立場上難しい。

○ 相談機関紹介をより進化させ, インターネット等でその分野の専門家にたどり着けるような仕組みがほしい。

● 弁護士費用等の立替えは, どのようになっているのか。

◎ 月々1万円ずつ返していただくようになっている。これまで弁護士会の法律扶助協会が行っていたものも引き継いで行っている。

- 実際に業務を行ってきて、相談機関との連携等についての検証や相談者の満足度は把握しているか。
- ◎ 相談機関も含めての検証までには至っていないが、各機関に赴き、随時説明会等を行ったり、見学に来ていただいたりしている。また、今後年1回の協議会開催を検討している。

当地方事務所で利用者に対して満足度調査を行ったところ、皆さんから10点満点で9～10点をいただいている。

- スタッフ弁護士と過疎地における派遣弁護士との違いは何か。
- ◎ スタッフ弁護士は、専ら支援センターの法律扶助業務と国選弁護業務のみを行い、派遣弁護士は、通常の弁護士と同様、有償で業務を行っている。
- (3) 裁判員選任手続について(特に質問手続について)、7月6日に福島地裁で行われた法曹三者による裁判員模擬選任手続の様子をビデオ(ダイジェスト版)視聴
- (4) (3)についての感想及び意見交換等の要旨

【裁判員選任手続について(●=委員長, ○=委員, ◎=説明者)】

- 今回の模擬選任手続では、18名が出頭し、裁判員6名と補充裁判員2名が選任されている。意見交換会において、実際には3日間裁判員になる覚悟で、居住地によっては宿泊の覚悟で来庁すると思うが、3分間だけ質問されて結局選ばれずに帰ることや、選任されてもその日の午後から裁判が始まることに対する不安(疲れ)等の意見があった。

選任手続と裁判を別日程にすることは、それぞれの都合が合わなかったりすることから、意見の分かれるところだと思うが、いかがか。

- 候補者の年代とか、健康状態によっても違ってくると思う。
- 事件に対する予備知識というか先入観をより多く持たせることになりかねないので、すぐに裁判をはじめた方がよいと思う。
- 殺人等の重大事件であれば、ある程度の報道は既になされており、選任の際にも報道にとらわれずに審理しなければならないことを求めるとは思うが、報道に接してかなりの思いこみを持って望むこともあるのではないか。

- 意見交換会において、
「裁判所からの通知が「庁名入り(かつ、刑事部チェック入り)茶封筒」できてびっくりした。白色封筒等ではどうか。」

「裁判所の入口に係員がいなかった。」

「悪いことをしているわけでもないのに「呼出状」という名称はいかがか。「協力のお願い」等とできないか。」

というような意見が出た。

- 裁判員及び補充裁判員は最終的にどのような形で選ばれるのか。
- 辞退が認められた人等を除外して、残った中からくじで選ぶことになる。
- 一度の質問手続で40～50人もの人を呼び出すのはもったいないような気がする。必ず出頭する、是非裁判員をやってみたいという人を優先すれば、もっと呼び出す人を絞ることができるのではないか。
- 積極的にやりたいという人はかなりの先入観を持っていることも考えられる。
- 質問手続では、事件の内容によって聴取する事項が違ってくるのではないか。
- 今回の模擬手続では、目や耳の不自由な方がいらしたときの対応についての検討がなかった。
- 狭い質問室に司法関係者が居並ぶ中での意思確認では、辞退の意思を持っていたとしても言えないのではないか。その圧迫感はかなりのものであると思う。

- 普段縁のない人たちに挟まれ、質問を受け、その後すぐに裁判が開かれるという流れを考えると来たくなくなるのではないか。そのような緊張に耐えられない人は多いと思う。もっと質問票の記載事項を細かくし、最初の選別を有意義に使うべき。
 - 「質問票」に自由に記載する欄をもっと増やせないのか。
 - 辞退事由が精神的疾患とされている場合の判断はどのようになされるのか。
 - 診断書を提出していただく事になると思う。
 - 症状の軽い人でもあのような極度の緊張状態におかれることは耐え難いものである。身体的障害は分かりやすいが、精神的障害は外からは分かりにくい。その人の保護を重要視すべきである。
 - 意見交換会においても「いろいろ意見を準備したが、その場で話すことができなかった。そのような状態で直後の裁判の望めるのか心配。」という意見が出ていた。
 - 調査票や質問票の郵送の段階で診断書を提出すれば、裁判所で考慮できるのではないか。
 - 裁判員として裁判に参加することは、国民としての義務なのだから、「協力をお願い」などと特に文言を変える必要はない。かえって裁判所の権威が落ちることになる。
 - 最近特に精神的に疾患がある方(自称を含め)が多いことから、裁判所の技官(医師)が同席することも必要ではないか。
 - 3～5分の質問手続では人物の見極めが難しいのではないか。
 - 理由なき不選任請求で排除されたことは本人には言わないのか。説明義務はないのか。
 - 法律上の義務ではない。
 - 手話介助の方法等についても論じておく必要がある。
 - ◎ お年寄り等、耳が不自由でも手話を解さない方もいるので、いろいろ検討を要する。
- 4 委員会に対するアンケート依頼について
外部団体からの福島地方裁判所委員会に対するアンケートについて、それに対する回答をどうすべきか各委員に図ったところ、前回同様、全員一致で回答しないこととした。
- 5 次回の予定等について
(1) 次回の議題は、追って設定することとした。
(2) 次回開催期日を平成20年1月24日(木)午後1時15分からとすることです承された。

第5 閉会